

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令概要

平成 25 年金商法等改正により、投資信託の併合の促進のための振替手続等の整備及び新投資口予約権の振替にかかる規定の整備が行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。